

公益財団法人明石文化国際創生財団国際交流ボランティア要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人明石文化国際創生財団(以下「財団」という。)において、国際交流事業等(以下「事業等」という。)を実施するにあたり、市民を主体とした国際交流・多文化共生社会を推進することを目的として、国際交流ボランティア(以下「ボランティア」という。)を募集するものである。

(定義)

第2条 ボランティアとは、事業等の目的の達成に協力する者とする。

(区分)

第3条 ボランティアは、一般ボランティアと日本語学習支援ボランティアとする。

(登録条件)

第4条 ボランティアの登録条件は次の各号のとおりとする。

1 一般ボランティア

高校生以上で、その他別に定める条件に該当する者。

2 日本語学習支援ボランティア

以下のいずれかに該当する者とする。

(1) 日本語教育ボランティア養成講座(30 時間以上)を受講したことがある者。

(2) 日本語教育関連コース(日本語教師養成講座など)を終了、又は日本語教育能力検定試験に合格した者。

(3) ボランティアとして日本語を3年以上教えた経験がある者。

(4) 日本語教育機関で1年以上教えた経験がある者。

(ボランティア活動内容)

第5条 ボランティアの活動内容は次の各号のとおりとする。

1 一般ボランティア

通訳、翻訳、文化紹介、ホームステイ受け入れ、料理教室の運営、市内観光、講座運営補佐、Web 発信、イベント運営補助などの活動を実施する。

2 日本語学習支援ボランティア

在住外国人の日本語学習のサポートを実施する。

(申込)

第6条 登録を希望する者は、別に定めるボランティア登録申込書(以下「申込書」という。)により、財団へ申し込みを行うものとする。また、高校生が申し込む場合は、保護者の承諾を得なければならない。

(登録期間)

第7条 登録期間は、登録日より2年間とする。

(登録期間の更新)

第8条 登録期間内にボランティア活動の実績があるボランティアは、登録期間を更新することができる。また、その更新は当該ボランティアからの申出がない限り、自動でなされるものとする。

(登録内容の変更)

第9条 ボランティアは、登録内容に変更があった場合、すみやかに財団にその旨を申出、改めて変更した内容の申込書を提出しなければならない。

(登録の抹消)

第10条 財団は、ボランティアが次の各項のいずれかに該当した場合、予告なくその登録を抹消することができる。また登録を抹消された者の再登録は認めない。

- 1 申込内容に虚偽の内容があった場合。
- 2 参加した事業等において不適切な行為を行った場合。
- 3 特定の政治活動や宗教活動の場として事業等を利用した場合。
- 4 他人への迷惑をかける行為を行い、事業等の運営に支障をきたすと財団において判断した場合。

(ボランティア活動の依頼・募集)

第11条 1 財団は、事業等の実施に当たって、必要に応じてボランティアに活動の依頼や募集を行う。

- 2 ボランティアは、前項の財団の依頼や基準に応じて、事業等に参加する。
- 3 財団は、第1項の募集を広く一般に行うことができる。ただし、応募者はボランティアに登録しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第12条 財団が提供を受けた個人情報については、ボランティア活動を必要とする事業等を実施するときのみに使用する。

(秘密の保持)

第13条 ボランティア及び過去にボランティアであった者は、活動によって知り得た情報を第三者に提供、開示する、又は、当該活動の目的以外に使用してはならない。

(活動における責任の所在について)

第14条 1 原則としてボランティアは自己の責任において事業等に協力するものとする。

- 2 財団は、傷害・賠償保険に加入するものとする。
- 3 ボランティア活動に関係のない恣意的な行為により、ボランティアが第三者に対して損害を与えた場合、又はボランティアが第三者と紛争を生じた場合は、財団は一切の責任を負わないものとする。
- 4 ボランティアの派遣依頼者(以下「依頼者」という。)が被った損害については、依頼者が責任を負うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項については、財団理事長が別に定める。

附則 この要綱は、平成31年4月1日より施行する。